| | |
|---|---|
| 大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内 | 一　くろまぐろを転載する場合には、当該転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。<br>二　大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。 |
| 中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域 | 一・二　（略）<br>三　転載申告書の写しを当該転載終了後五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内（中西部太平洋条約海域において転載する場合にあっては、十五日以内）に農林水産大臣に提出すること。<br>四　（略） |
| 大西洋条約海域 | 一　くろまぐろを転載しないこと。<br>二　大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。 |

**附　則**

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

**○経済産業省令第三十五号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月五日

経済産業大臣　西村　康稔

電気関係報告規則の一部を改正する省令

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （公害防止等に関する届出）<br>**第四条**　電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。 | （公害防止等に関する届出）<br>**第四条**　［同上］ |

| | |
|---|---|
| 大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内 | くろまぐろを転載する場合には、当該転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。<br>（新設） |
| 中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域を除く。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域 | 一・二　（略）<br>三　転載申告書の写しを当該転載終了後五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内（中西部太平洋条約海域において転載する場合にあつては、十五日以内）に農林水産大臣に提出すること。<br>四　（略） |
| 大西洋条約海域 | くろまぐろを転載しないこと。<br>（新設） |